

亀山市告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和3年9月14日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11142
- 3 路線名 能褒野29号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
能褒野町字能褒野31番 23地先から能褒野町字能 褒野31番3地先	旧	80.23	最小	4.00
			最大	4.00
	新	80.23	最小	6.00
			最大	6.90